

議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

1. 条例改正の目的

刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて新たに拘禁刑が創設されることから、関係条例について、所要の改正を行うもの。

2. 条例改正の内容

「懲役」・「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改める。

[改正する条例]

- ①交野市一般職の職員の給与に関する条例
- ②交野市職員の退職手当に関する条例
- ③交野市風俗営業等に係る特定建築物の建築等の規制に関する条例
- ④交野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
- ⑤交野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

3. 施行期日 令和7年6月1日

4. 関連Webサイト

[法務省HP] https://www.moj.go.jp/houan1/keiji14_00021.html

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和7年3月定例会

<p>議案の 件名</p>	<p>議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について</p>	<p>政策等 の区分</p>	<p>計画 ・ 事業 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）</p>			
<p>〈政策等の概要〉</p>		<p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉</p>				
<p>【交野市一般職の職員の給与に関する条例】 交野市一般職の職員の給与に関する事項を定める。</p> <p>【交野市職員の退職手当に関する条例】 交野市一般職の職員の退職手当に関する事項を定める。</p> <p>【交野市風俗営業等に係る特定建築物の建築等の規制に関する条例】 市民の健全な風俗を保持するため、キャバレー等、パチンコ遊技場等及びラブホテル等の立地及び建築等の規制を行い、良好な社会環境及び教育環境の保全を図る。</p> <p>【交野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例】 交野市非常勤の消防団員の定員、任免、給与、服務等について定める</p> <p>【交野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例】 本市の消防団員で非常勤の者が退職した場合の退職報償金の支給について定める。</p>		<p>他市においても、同様の改正が行われる。</p>				
		<p>〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）</p>				
		<p>総事業費</p>	<p>国庫支出金</p>	<p>府支出金</p>	<p>市債</p>	<p>その他</p>
<p>〈政策等を必要とする背景〉</p>		<p>〈将来にわたる効果及びコストの状況〉</p>				
<p>刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて新たに拘禁刑が創設されることから、関係条例について所要の改正を行うもの。</p>						
<p>〈提案に至るまでの経緯〉</p>		<p>〈総合計画等の整合〉</p>				
<p>令和4年6月17日 刑法等の一部を改正する法律の公布（令和7年6月1日一部施行）</p>		<p>まちづくりの目標</p> <p>政策分野または経営方針</p> <p>施策</p>	<p>目 標</p> <p>分野・方針</p> <p>施 策</p>	<p>—</p> <p>効率的・効果的な行政運営</p> <p>行政資源の最適な活用</p>		
<p>〈市民参加の状況〉</p>		<p>○その他の計画（該当する場合のみ）</p>				
<p>有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>		<p>計画名称</p>				
		<p>策定年度</p>				
		<p>計画期間</p>				
		<p>〈政策等の実施時期〉</p>		<p>令和7年6月1日</p>		
		<p>担当部局</p>	<p>担当課</p>	<p>添付資料（有の場合は、その名称）</p>		
		<p>総務部</p>	<p>総務課</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 新旧対照表等</p>		

第1条関係 交野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第8号）新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当の不支給)</p> <p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(期末手当の一時差止め)</p> <p>第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起</p>	<p>(期末手当の不支給)</p> <p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(期末手当の一時差止め)</p> <p>第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起</p>

新	旧
<p>訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定す る略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、 その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当 するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなけ ればならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止 処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関 し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止 処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつ た行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかつ た場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>6～9 (略)</p>	<p>訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定す る略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、 その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当 するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなけ ればならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止 処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関 し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止 処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつ た行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかつ た場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>6～9 (略)</p>

第2条関係 交野市職員の退職手当に関する条例（昭和47年条例第19号）新旧対照表

新	旧
(退職手当の支払の差止め)	(退職手当の支払の差止め)

新	旧
<p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合で</p>	<p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合で</p>

新	旧
<p>あつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>6～10 (略)</p> <p>(退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p>	<p>あつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>6～10 (略)</p> <p>(退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p>

新	旧
<p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から</p>	<p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から</p>

新	旧
<p>6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 （略）</p>	<p>6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 （略）</p>

第3条関係 交野市風俗営業等に係る特定建築物の建築等の規制に関する条例（昭和63年条例第15号）新旧対照表

新	旧
<p>（罰則）</p> <p>第10条 前条の規定に基づく是正措置命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（罰則）</p> <p>第10条 前条の規定に基づく是正措置命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p>

第4条関係 交野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年条例第11号）新旧対照表

新	旧
<p>（欠格事項）</p> <p>第4条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。</p> <p>（1） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p>	<p>（欠格事項）</p> <p>第4条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。</p> <p>（1） <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p>

新	旧
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)

第5条関係 交野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第21号）新旧対照表

新	旧
<p>(退職報償金支給の制度)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(退職報償金支給の制度)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) (略)</p>